

藤沢市災害復興基金条例の制定について
藤沢市災害復興基金条例を次のように定める。

2015年（平成27年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市災害復興基金条例

（目的及び設置）

第1条 この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、藤沢市災害復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

（積立て）

第3条 毎年度基金として積み立てる額は、次の各号に掲げるものの合計額とし、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

- (1) 寄付金
- (2) 市の資金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

（基金の管理）

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、第1条に掲げる目的の費用に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、大規模かつ重大な災害が発生した場合における市民生活の復興及び災害からの復旧を迅速かつ円滑に推進するために必要な財源を確保するため、基金を設置する必要による。